

令和6年度

多治見市是正請求手続制度

令和7年6月

目次

第 1	是正請求手続制定の経緯	1
第 2	是正請求手続制度の概要	1
1	行為等	1
2	是正請求をすることができる期間	1
3	是正請求の流れ	2
第 3	令和 6 年度の是正請求の決定状況	3
第 4	これまでの是正請求事案	13
第 5	これまでの審理員候補者名簿	17
第 6	是正請求審査会	22
1	是正請求審査会開催状況	22
2	是正請求審査会委員名簿	22
第 7	条例・規則	23
1	多治見市是正請求手続条例	23
2	多治見市是正請求手続条例施行規則	35
3	多治見市是正請求審査会規則	39

第1 是正請求手続制定の経緯

多治見市是正請求手続条例は、平成20年の第169回国会に提案された「行政不服審査法案」及び「行政手続法一部改正案」（どちらも平成21年の第171回国会において、衆議院の解散により審議未了、廃案）をもとに立案されました。

平成13年ころから多治見市が取り組んできたオンブズパーソン制度の創設に向けた動きの中で、平成20年の法案をモデルにして、オンブズパーソン、行政不服審査、行政手続という3つの制度を包含した制度として平成22年に制定されました。

令和3年には、制定後12年が経過し、真に有効な制度として市民に期待されるものとなるよう、運用実態を踏まえた所要の改正を行い、請求の対象となる行為を、行政手続法や他の制度との間で整理しました。

具体的な利害を有していれば誰でも請求が可能であり、行政処分であるか否かや名宛人に関わらず、当該行為の是正を請求対象としています。

第2 是正請求手続制度の概要

市の機関の行為等が適正でないと考えるときは、多治見市是正請求手続条例に基づき、是正を請求することができます。ただし、他の制度（審査請求、住民監査請求、行政処分等の求め）による請求ができるときや、是正請求人又は第三者が具体的な利害を有しないとき等は除きます。

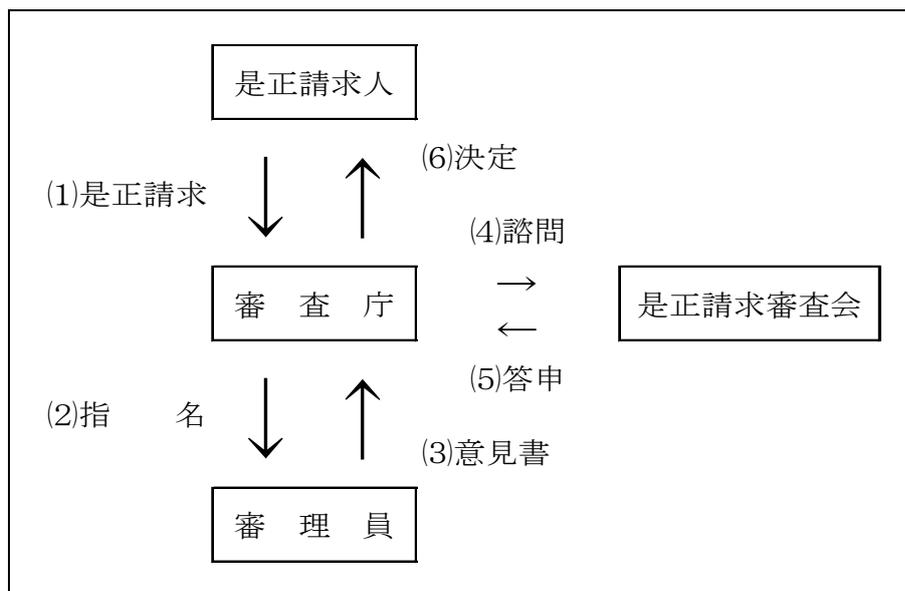
1 行為等

- (1) 行為 市の機関の意思決定及び活動
- (2) 不作為 相当の期間内に何らかの行為をすべきにもかかわらず、これをしないこと。

2 是正請求をすることができる期間

- (1) 行為 是正請求は、行為があったことを知り得た日から3月以内に行う必要があります。ただし、行為があったことを知らなくても、1年を過ぎると請求できなくなります（正当な理由がある場合を除く。）。
- (2) 不作為 不作為が続いている間は、いつでも請求できます。

3 是正請求の流れ



(1) 是正請求

是正請求人の氏名・住所、是正請求の対象となる行為等の内容、是正請求の趣旨・理由などを記載した「是正請求書」を作成し、審査庁に提出

(2) 審査員の指名

審査庁は、あらかじめ作成した審査員候補者名簿の中から、是正請求の対象となる行為等に関係していない職員を審査員に指名

(3) 意見書

審査員は、是正請求人や担当課（行為庁）からそれぞれの主張を聴くなどして審査手続を行い、その結果を踏まえた意見書を審査庁へ提出

(4) 諮問

審査庁は、審査員の意見を踏まえ、是正請求審査会へ諮問

(5) 答申

是正請求審査会は、第三者の立場から審査庁の判断の妥当性をチェックし、その結果を答申

(6) 決定

審査庁は、是正請求審査会の答申を踏まえて、是正請求を決定

第3 令和6年度の是正請求の決定状況

1 是正請求審査会議事録の公開に係る情報公開条例に基づく請求手続を要することの是正請求

是正請求日 令和6年7月3日

決定日 令和7年6月12日

行為庁 総務課

審査庁 総務課

主文 本件是正請求を棄却する。

第1 事案の概要

- (1) 是正請求人が令和5年度に行った是正請求（令和5年7月19日付け「ごみ集積場設置に係る補助金に関する是正請求」及び令和5年8月22日付け「たじみ市民討議会に係る参加者選出のあり方に関する是正請求」をいう。）の決定書及び答申書の写しが送付された際、多治見市是正請求審査会（以下「審査会」という。）の議事録の同封がなかった。
- (2) 是正請求人は、是正請求の担当課である総務課へ連絡し、議事録の送付を依頼した。
- (3) その後、総務課から文書で連絡があり、議事録の請求は、公文書公開請求（多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号。以下「情報公開条例」という。）の規定による公文書公開請求をいう。以下同じ。）により取得するよう求められた。
- (4) 是正請求人が令和5年度以前に行った是正請求の決定書及び答申書の写しの送付時には、議事録も同封されていた。
- (5) 是正請求人が、令和6年6月14日に開催された北栄校区での地区懇談会で、議事録の入手について書面により事前質問をしたところ、審査会に限らず議事録は公文書に該当するため、公文書公開請求により請求するよう回答を受けた。

第2 審理関係人の主張の要旨

(1) 是正請求人の主張

なぜ審査会の議事録を入手するために公文書公開請求をしなければならないのか。

ア 公文書は全て公文書公開請求で入手すべきであるとの規定はどこにあるのか。

イ 行政が是正請求人自身に審査会の議事録を送付したのは違法と考えているのか。

ウ 図書館などにある「多治見市議会会議録」を閲覧するのに、公文書公開請求を求めているのか。

(2) 行為庁の主張

ア 全ての公文書は公文書公開請求で入手すべきであるとの規定の所在について

(ア) 全ての公文書は情報公開請求で入手すべきという規定はない。また、そのような規定がないことは、全ての公文書が公文書公開請求以外で入手可能であることを意味しているものではない。

(イ) 本市では、全ての公文書（ただし、個人情報などの非公開情報（情報公開条例第6条第2項各号に規定する情報をいう。以下同じ。）を除く。）について、市民が公文書の公開を請求する権利を保障するとともに、公文書の公開等に関し必要な事項を定めるため、情報公開条例を制定している。

(ウ) 本市における公文書公開請求の取扱いについては、法令や条例に個別の定めがあるもののほかは、情報公開条例の規定によることとなる（情報公開条例第1条）。なお、附属機関等は、会議における審議の内容が非公開情報に該当するおそれがある場合は、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる（情報公開条例第23条）。

(エ) 審査会については、是正請求人及び参加人の事情や考え（情報公開条例第6条第2項第1号に該当する非公開情報）が述べられる可能性があり、また、公開することにより率直な意見交換が損なわれるおそれ（情報公開条例第6条第2項第4号に該当する非公開情報）を考慮する必要がある。

(オ) このため、公文書公開請求を受け、非公開情報が含まれているか否かを精査のうえ、公開・非公開の決定をし、かつ、写しの交付にあっては実費を徴収（情報公開条例第12条第2項）することが適当であると考ええる。

イ 過去の議事録の写しを送付した行為についての違法性について

(ア) 情報公開条例が定める請求手続を経ずに議事録の写しを送付した事実について、国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づく損害賠償を請求された場合、又は実費を徴収せず議事録の写しを交付したことについて地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく住民監査請求が行われた場合、違法であると評価される可能性はある。

(イ) 違法性に対する行為庁の判断については、訴訟や住民監査請求に対する対応に影響することから、意見を控える。

(ウ) なお、国家賠償法に基づく損害賠償は訴訟において判断されることであり、住民監査請求の対象については多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に該当し、是正請求の対象外とされている。

ウ 多治見市議会議事録の取扱いについて

(ア) 地方自治法においては、秘密会を除くほか市議会の会議は、これを公開するとされている。また、多治見市議会会議規則（昭和51年議会規則第1号）において、会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布するとされている。

(イ) 市議会の会議録は市のホームページ、市政資料コーナー、図書館等で広く公表されているが、これらは閲覧であって、会議録の写しの無料交付は行われていない。

(3) 是正請求人の反論

ア 行為庁の主張〔(2)ア及びイ〕に関して、審査会の議事録の入手に関し、是正請求人と第三者とでは対応が異なることが全く考慮されておらず、一律に公文書公開請求によることを強調している。

是正請求人に対し、決定書、答申及び議事録を送付することは、是正請求の一連のプロセスに関する行政の当然の対応と考えるべきである。是正請求

人からすれば、それによって初めて自分の請求がどのように議論されて、答申・決定に至ったかを知ることができるからである。非公開情報を考慮する必要もなければ、情報公開条例が定める請求手続を経ないことについて違法と評価される可能性もないことは全く明らかである。

イ 行為庁の主張〔(2)ウ〕に関して、市議会の会議録は、「広く公表されているが、これらは閲覧であって、会議録の写しの無料交付は行われていない。」とある。しかし、公文書公開請求の手続は不要であり、全ての会議録は公文書であって公文書公開請求で入手すべきものではあるとは言えない。

(4) 是正請求審査会による是正請求の主旨の認定

ア これまで行なってきた全ての是正請求では、決定書送付の際に請求手続を行うことなく議事録が同封されていたが、令和5年度に行った是正請求に係る議事録について、取扱いが変更された（是正請求人本人が取得する場合でも、公文書公開請求が必要とされた）ことが理解できない。

イ 情報公開条例第23条では、附属機関等の会議は公開が原則であると規定する。多治見市が目指す市民が主役のまちづくりの実現のために、会議の議事録の積極的な公開は、大切な役割を果たすものである。

ウ 議事録の送付によって初めて、自らが行った是正請求に対する審査会の議論の経過及び認容又は棄却の判断の理由が分かることから、是正請求の当事者として当然に議事録の送付を受けられるべきである。

エ 自らが行った是正請求に係る議事録に記載された内容は、行為庁が非公開情報とする個人情報や委員の率直な意見交換を妨げるおそれがある情報に該当するとは言えず、違法とは考えないが、非公開情報が除かれた議事録であっても許容する。

第3 理由

1 議事録の送付の取扱いが変更された経緯

(1) 是正請求人に対して送付すべき書類は、条例の以下の規定において、答申書の写し及び決定書の謄本を定めており、条例及び条例施行規則には、議事録の送付についての規定はない。

ア 答申書の写し 条例第36条の規定により、審査会が送付

イ 決定書（謄本） 条例第28条第3項の規定により、審査庁が送付

【多治見市是正請求手続条例（抜粋）】

（決定の方式）

第28条 略

2 略

3 審査庁は、決定をしたときは、決定書の謄本を審理関係人（審査庁である行為庁を除く。）に送付しなければならない。

（答申書の送付等）

第36条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査関係人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(2) 行為庁によると、運用のための内規等の定めはなく、送付物の記録は残っていないため、過去の案件での議事録の送付有無やどのように送付していたかの詳細は不明である。また、担当者間の事務の引継ぎにおいて、是正請求人に議事録を送付することは引き継がれていなかった。

(3) 行為庁は、令和6年度において、担当者が替わり、条例及び条例施行規則の規定に立ち返り、これまでの議事録の取扱い（非公開とすべき情報を公開したこと）が情報公開条例の規定に沿ったものではないと判断し、議事録を送付しないこととする取扱いを決定したものである。

2 議事録の公開のあり方

審査会をはじめとした附属機関等の議事録は、情報公開条例第22条第2項第3号の規定により原則公表しなければならないが、非公開情報に該当する情報について、例外的に公表しないこととしている。この公表に適さないものに関しては、個別に公文書公開請求によることもある。

(1) 公文書公開請求では、公開しないことができる情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合、実施機関は、情報公開条例第7条の規定により、公開しないことができる情報が記録されている部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。このことは、附属機関の議事録の公表においても、同様であると解される。

(2) 市の附属機関である審査会等において、非公開情報を含む議事録の公表には、非公開情報を除くための配慮が必要であり、過去の審査会における議事録を一律全部公開していたことについて、適切さを欠く面があったこ

とは否定できない。

【多治見市情報公開条例（抜粋）】

第22条 略

2 市は、次に掲げる事項に関する情報で、市が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第6条第2項第1号から第5号までに規定する非公開情報に該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書及び議事録並びに当該附属機関等への提出資料

3 当事者として議事録の公開を受ける権利

(1) 情報公開条例第22条に基づく議事録等の公表は、市民が市政に関する情報の公開を受ける権利を保障するものであり、ホームページ等での公表が想定される。

(2) 是正請求人は、ホームページ等により議事録を広く市民に公表することではなく、是正請求の当事者として当然に議事録の送付を受けられるべきであると主張する。

(3) しかしながら、是正請求の当事者であることを理由に公文書公開請求の手續によらず当然に議事録の個別送付を受けること（権利）は、情報公開条例第22条の趣旨においても、是正請求制度の仕組みにおいても想定されていない。

2 令和6年度北栄地域地区懇談会要旨の訂正に関する是正請求

是正請求日 令和6年9月10日

決 定 日 令和7年6月12日

行 為 庁 秘書広報課

審 査 庁 総務課

主文 本件是正請求を認容する。

審査庁は、回覧文書に記載された内容を訂正しないとした行為を変更し、当該文書に記載された事前質問の要旨が、是正請求人の質問の本旨を捉えたものとなるよう訂正をする。

第1 事案の概要

- (1) 是正請求人が令和5年度に行った是正請求（令和5年7月19日付け「ごみ集積場設置に係る補助金に関する是正請求」及び令和5年8月22日付け「たじみ市民討議会に係る参加者選出のあり方に関する是正請求」をいう。）の決定書及び答申書の写しが送付された際、多治見市是正請求審査会（以下「審査会」という。）の議事録の同封がなかった。
- (2) 是正請求人は、是正請求の担当課である総務課へ連絡し、議事録の送付を依頼したところ、議事録の請求は、公文書公開請求（多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）の規定による公文書公開請求をいう。以下同じ。）により取得するよう求められた。
- (3) 是正請求人が、令和6年6月14日に開催された北栄地域での地区懇談会で、議事録の入手について書面により事前質問をしたところ、審査会に限らず議事録は公文書に該当するため、公文書公開請求により請求するよう回答を受けた。
- (4) 後日北栄地域に回覧された「令和6年度 北栄地域地区懇談会（要旨）」（以下「回覧文書」という。）の内容を確認したところ、地区懇談会の事務を行う秘書広報課が是正請求人の質問要旨として回覧文書に記載した内容は、是正請求人の質問の本旨と異なっていた。
- (5) 是正請求人は、秘書広報課に記載内容の訂正を求めたところ拒否されたため、当該記載内容の訂正を求めるため是正請求に至った。

第2 審理関係人の主張の要旨

(1) 是正請求人の主張

回覧文書に質問要旨として記載された内容が、是正請求人の質問の本旨と異なることを理由に訂正を求めたが、訂正を拒否されたため、回覧文書の記載

内容の訂正を求める。

ア 回覧文書における市の回答の発信者は、なぜ市長ではなく、総務課と記載されているのか。

イ 事前質問の内容の全体を見れば、回覧文書に質問要旨として記載された内容が是正請求人の質問の本旨を無視していることが明らかである。

ウ 回覧文書に記載された質問要旨の訂正がされなければ、回覧文書の読者から是正請求人の見識が疑われるため、本件は是正請求人の尊厳にかかわることである。

(2) 行為庁の主張

ア 市の回答の発信者に総務課と記載されていることについて

事前質問の質問者が質問内容についての所管課を把握できるよう、市の回答に担当課を明記することとしている。

イ 事前質問の内容の全体を見れば、回覧文書に質問要旨として記載された内容が是正請求人の質問の本旨を無視していることが明らかとの指摘について

是正請求人による事前質問の冒頭の記載を質問要旨として記載しているもので、質問の本旨と何ら齟齬はないものと認識している。

ウ 本件は是正請求人の尊厳にかかわることであるとの認識について

できる限り読み手にとって簡潔かつ明瞭な内容とするため、要旨を記載しているものであり、その内容によって質問者の見識が疑われるものとは認識していない。

エ 回覧文書の記載内容を訂正することができない理由について

回覧文書は、地区懇談会で交わされた質問とその回答や、意見交換の内容を地域住民にお知らせするため簡潔にまとめたものである。質疑応答や意見交換の内容について、事後に質問者の意図を反映させた内容に変更することはしない。

(3) 是正請求人の反論

ア 事前質問の質問者が所管課を把握できるよう担当課を明記するだけで、担当課は質問の回答まで明記することはないのか。

イ 回覧文書に質問要旨として記載された内容と是正請求人の質問の内容（本

旨) に大きな齟齬があると思う。

ウ 行為庁は質問者の見識が疑われる種類のものとして認識していなくても、回覧文書を見た市民は、質問者は公文書公開請求の手続きさえ知らない、何と幼稚な質問かと蔑視するに違いない。

エ 回覧文書に記載された内容を変更することはないとは、是正請求制度の本旨に反するものとする。

(4) 口頭意見陳述における質疑応答

是正請求人から、回覧文書の内容は、市長が確認しているか質問があり、これに対して行為庁から、当該内容は市長が決裁手続において確認しているとの返答があった。

(5) 是正請求審査会による是正請求の主旨の認定

本件是正請求の主旨は、回覧文書に事前質問の要旨として記載された内容の訂正を求めるものである。

第3 理由

1 地区懇談会の位置づけ

(1) 地区懇談会は、多治見市市民参加条例（平成19年条例第34号）第13条にその開催が規定される重要な市民参加制度のひとつであり、次のような流れで実施されている。

ア 市長による市政に関する説明

イ 事前質問に対する市長の回答（その場で事前質問者へ市長の回答内容を文書で交付する。）

ウ 当日における参加者からの質問に対する市長又は市幹部（担当部長等）の回答

(2) 事前質問は、質問者が市へ直接質問をし、又は意見等を述べることによる市政参加の手段であるとともに、その内容は市ホームページで公表され、質問者以外の市民が市政を理解することにもつながるものであると言える。

2 事前質問の要旨が質問の本旨と異なっているにもかかわらず訂正をしないことの不当性

- (1) 行為庁は、回覧文書に記載された内容は、是正請求人の事前質問の本旨を押さえられていると主張する。しかし、是正請求人が行為庁に提出した地区懇談会の事前質問書によれば、是正請求人は、従前の取扱いとは異なり、令和5年度の是正請求では審査会の議事録が是正請求人に送付されなかったことに疑問を抱き、その対応について事務局（総務課）に問い合わせたところ、公文書公開請求によるべき旨の回答を受けたため、なぜこのような取扱いの変更がなされたのかを問う趣旨で質問をしたのであり、回覧文書に記載されたような、公文書公開請求の一般的な説明を求めるものではなかった。このため、事前質問の要旨として記載した内容が是正請求人の質問の本旨を捉えていないものと判断した。
- (2) 地区懇談会当日やその実施後3週間程度において、是正請求人は事前質問の要旨の訂正を求めているが、このことをもって訂正の必要がないとまでは言えない。
- (3) 市民の質問・意見と市の回答を前提とした仕組みである地区懇談会において、事前質問の要旨が質問者の本旨と異なり、かつ、質問者が訂正を求めているにもかかわらず訂正されないことは、不当である。

2にあるとおり、回覧文書に記載された事前質問の要旨が是正請求人の質問の本旨を捉えていない。このため、行為庁は、是正請求人の心情に対する配慮、市民の市政理解への影響、適正な事務負担その他の事情を検討し、適当と判断する方法により、訂正を実施することが適当である。

この場合における訂正後の回覧文書の取扱いは、ホームページでの公表、地域での再度の回覧又は次年度の地区懇談会における訂正等が考えられる。また、ホームページでの公表とする場合には、ホームページの画面を印刷して交付する等、是正請求人が訂正内容を確認することができるよう留意が必要である。

【行為庁の対応】

決定を踏まえ、回覧文書に記載された事前質問の要旨が是正請求人の質問の本旨となるよう、訂正を実施した。

第4 これまでの是正請求事案

請求日(※)	請求事案	行為庁	決定内容	決定日
H22. 4. 6	児童手当相当額支払請求に係る異議申立て	保険年金課	棄却	H22. 10. 18
H22. 5. 17	除住民票交付拒否に係る異議申立て	市民課	棄却	H22. 10. 21
H22. 6. 22	公文書部分公開決定に係る異議申立て	子ども支援課	非公開とした部分のうち、個人情報に当たると考えられる部分を除き公開	H22. 12. 15
H23. 4. 22	公文書部分公開決定に係る異議申立て	くらし人権課	棄却	H23. 9. 28
H23. 4. 27	公文書部分公開決定に係る異議申立て	企業誘致課	非公開とした部分のうち、印影部分以外の部分を公開	H23. 9. 28
H24. 2. 6	市税滞納処分（法人分）による差押えに係る異議申立て	税務課	却下	H24. 2. 8
H24. 2. 8	市税滞納処分（個人分）による差押えに係る異議申立て	税務課	棄却	H25. 3. 8
H24. 9. 21	ボランティアごみ袋の取扱に係る是正請求	環境課	棄却	H25. 3. 8
H24. 12. 19	高額療養費の支給申請手続に係る是正請求	保険年金課	棄却	H25. 4. 22
H25. 1. 24	講師募集事務に係る是正請求	市民文化課	却下	H25. 2. 15
H25. 3. 26	青少年まちづくり市民会議が支払う使用料の減免についての是正請求	教育総務課	棄却	H25. 9. 9
H25. 5. 30	地区懇談会運営方法の見直し等に係る是正請求	秘書広報課	棄却	H26. 3. 31
H25. 6. 18	公文書部分公開決定に係る異議申立て	区画整理課	文書不存在とした部分公開決定の一部を取り消し、庁議資料を公開	H25. 10. 30

H25. 6. 18	公文書部分公開決定に係る異議申立て	総務課	非公開とした部分のうち、事業を営む個人に関する情報の一部を公開	H25. 10. 30
H25. 8. 15	個人情報不存決定についての異議申立て	教育推進課	棄却	H26. 10. 23
H25. 8. 30	録音記録の保存に関する是正請求	総務課	棄却	H26. 10. 23
H25. 10. 8	広報たじみの記事に関する是正請求	秘書広報課	棄却	H26. 7. 11
H26. 4. 7	H26年3月31日 is 正請求棄却に対する異議申立て	総務課	却下	H26. 4. 21
H26. 5. 29	子どもの権利擁護委員会の調査打切り等に関する異議申立て	くらし人権課	棄却	H26. 11. 10
H26. 8. 1	選択制の意見交換会開催に関する是正請求	秘書広報課	棄却	H27. 5. 29
H26. 8. 18	滞納処分に関する異議申立て	税務課	却下	H26. 10. 14
H27. 3. 16	公募委員の選考に関する是正請求	総務課	棄却	H27. 8. 27
H27. 7. 23	「第7次総合計画基本構想(素案)のまちづくり基本方針の柱」に関する是正請求	企画防災課	棄却	H27. 12. 22
H27. 10. 8	意見交換会の改善に関する是正請求	秘書広報課	棄却	H28. 5. 6
H28. 1. 14	是正請求審査会答申案作成に事務局が関与することに関する是正請求	総務課	棄却	H28. 9. 15
H28. 3. 9	市民病院への改善を求める意見に対する対応に関する是正請求	保健センター	市民から寄せられた意見とその回答について病院内に掲示すべき	H28. 6. 20
H28. 8. 23	地方自治法に違反する認可地縁団体の規約の改正指導に関する是正請求	くらし人権課	行為庁のこれまでの取組を前提に、更に適切な指導の継続を求める	H29. 3. 17

H28. 10. 24	非公開情報を公開したことに 関する是正請求	文化財 保護セ ンタ ー、産 業観 光課、市 街地整 備課	一部認容・一部棄 却	H29. 7. 18
H28. 11. 8	後期地区懇談会の復活に 関する是正請求	秘書広 報課	棄却	H29. 9. 11
H28. 12. 19	市道認定に関する是正請求	道路河 川課	棄却	H29. 11. 21
H29. 1. 17	公文書公開に関する是正請求	総務課 開発指 導課	一部認容・一部棄 却	H30. 3. 12
H29. 1. 18	是正請求制度に関する是正請 求	総務課	棄却	H29. 9. 11
H29. 2. 6	2項道路認定に関する是正請 求(市道認定に関する是正請求 と併合審査)	開発指 導課	棄却	H29. 11. 21
H29. 12. 15	地域課題等に対する意見交換 会に関する是正請求	秘書広 報課	棄却	H30. 8. 27
H30. 2. 22	地域課題等に対する意見交換 会の会議録である「地域回 覧」に関する是正請求	秘書広 報課	棄却	H30. 8. 27
H30. 7. 12	是正請求制度運用状況の公表 に関する是正請求	秘書広 報課・ 総務課	是正請求制度の運 用状況の公表につ いて見直し、その 改善を行う	H31. 4. 18
H30. 11. 21	要望書回答に関する是正請求	秘書広 報課	棄却	R2. 6. 26
H30. 12. 25	要望書回答に関する是正請求	人事課 文化ス ポーツ 課	却下	R2. 6. 26
H31. 1. 4	ごみステーションに関する是 正請求	税務課 環境課	棄却	R1. 12. 9
H31. 2. 12	給水料金の減免に関する是正 請求	上下水 道課	漏水時の水道料金 の上限及び減免対 象期間の延長につ いて検討すべき	R1. 10. 3

R1. 7. 9	是正請求制度運用状況の公表に関する是正請求	総務課	棄却	R1. 12. 4
R1. 12. 26	財政情報に関する是正請求	財政課	棄却	R2. 11. 12
R2. 2. 4	本庁舎建替えのパブリックコメントに関する是正請求	総務課	棄却	R2. 11. 12
R2. 3. 9	特定空家等に関する是正請求	都市政策課	一部認容・一部棄却	R3. 8. 10
R2. 5. 14	消防法等違反事案に対する対応に関する是正請求	総務課	却下	R2. 5. 25
R2. 11. 20	県政情報の広報掲載に関する是正請求	秘書広報課	棄却	R3. 7. 8
R2. 11. 30	土地関係法令の整合に関する是正請求	開発指導課	棄却	R4. 3. 1
R3. 3. 31	定期総会における役員選挙への勧告等に関する是正請求	市街地整備課	却下	R3. 5. 6
R5. 7. 19	ごみ集積場設置に係る補助金に関する是正請求	三の倉センター	棄却	R6. 4. 24
R5. 8. 22	たじみ市民討議会に係る参加者選出のあり方に関する是正請求	秘書広報課	全ての年齢の市民をたじみ市民討議会の参加対象とする	R6. 4. 24
R6. 7. 3	是正請求審査会議事録の公開に係る情報公開条例に基づく請求手続を要することの是正請求	総務課	棄却	R7. 6. 12
R6. 9. 10	令和6年度北栄地域地区懇談会要旨の訂正に関する是正請求	秘書広報課	回覧文書に記載された事前質問の要旨を訂正する	R7. 6. 12

(※) 平成28年3月までは、行政不服審査法に基づく不服申立てについても是正請求とみなして、是正請求手続条例の規定を適用する取扱いをしていました。

第5 これまでの審理員候補者名簿

公表日	順位	補職名	人数
H24. 4. 10	1	総務課長	6
	1	企画防災課長	
	2	都市政策課長	
	2	福祉課長	
	3	総務部長	
	3	企画部長	
H25. 10. 1	1	総務課長	6
	1	企画防災課長	
	2	都市政策課長	
	2	福祉課長	
	3	税務課長	
	3	人事課長	
H26. 4. 1	1	総務課長	4
	1	企画防災課長	
	3	税務課長	
	3	人事課長	
H27. 2. 23	1	総務課長	7
	1	企画防災課長	
	3	税務課長	
	3	人事課長	
	3	都市政策課長	
	3	水道課長	
	3	市民健康部課長	
H27. 4. 1	1	総務課長	8
	1	企画防災課長	
	3	総務部次長兼税務課長	

	3	人事課長	
	3	都市政策課長	
	3	水道課長	
	3	環境課長	
	3	企業誘致課長	
H29. 4. 1	1	総務課長	12
	1	企画防災課長	
	2	都市政策課長	
	2	税務課長	
	3	人事課長	
	3	産業観光課長	
	3	道路河川課長	
	3	建築住宅課長	
	3	環境課長	
	3	くらし人権課長	
	3	福祉課長	
	3	情報課長	
H30. 4. 1	1	総務課長	12
	1	企画防災課長	
	2	都市政策課長	
	2	人事課長	
	3	教育総務課長	
	3	産業観光課長	
	3	工事課長	
	3	建築住宅課長	
	3	経済部課長（農林担当）	
	3	財政課長	
	3	福祉課長	
	3	情報課長	

H31. 4. 1	1	総務課長	13
	1	企画防災課長	
	2	建設部次長	
	2	人事課長	
	3	情報課長	
	3	税務課長	
	3	財政課長	
	3	高齢福祉課長	
	3	経済部課長（農林担当）	
	3	建築住宅課長	
	3	工事課長	
	3	保険年金課長	
	3	教育総務課長	
	R2. 4. 1	1	
1		企画防災課長	
2		人事課長	
2		情報課長	
3		税務課長	
3		財政課長	
3		高齢福祉課長	
3		三の倉センター所長	
3		建築住宅課長	
3		道路河川課長	
3		保険年金課長	
3		秘書広報課長	
R3. 4. 1	1	総務課長	12
	1	企画防災課長	
	1	財政課長	

	2	保険年金課長	
	2	税務課長	
	3	高齢福祉課長	
	3	子ども支援課長	
	3	建築住宅課長	
	3	道路河川課長	
	3	秘書広報課長	
	3	教育総務課長	
	3	人事課	
R4. 4. 1	1	総務課長	12
	1	企画防災課長	
	2	財政課長	
	2	保険年金課長	
	3	税務課長	
	3	高齢福祉課長	
	3	子ども支援課長	
	3	建築住宅課長	
	3	道路河川課長	
	3	秘書広報課長	
	3	教育総務課長	
	3	人事課長	
R5. 4. 1	1	総務課長	10
	1	企画防災課長	
	3	財政課長	
	3	保険年金課長	
	3	福祉課長	
	3	子ども支援課長	
	3	道路河川課長	
	3	秘書広報課長	

	3	教育総務課長	
	3	人事課長	
R6. 4. 1	1	総務課長	10
	1	企画防災課長	
	3	財政課長	
	3	新庁舎建設事務局長	
	3	道路河川課長	
	3	人事課長	
	3	公共施設管理課長	
	3	教育総務課長	
	3	環境課長	
	3	都市政策課長	
R7. 4. 1	1	総務課長	9
	1	企画政策課長	
	3	財政課長	
	3	人事課長	
	3	会計課長	
	3	新庁舎建設事務局長	
	3	上下水道工務課長	
	3	環境課長	
	3	都市政策課長	

第6 是正請求審査会

1 是正請求審査会開催状況

令和6年度第1回

日時 令和6年11月7日(木)午前10時から

議題 ・是正請求審査会議事録の公開に係る情報公開条例に基づく請求手続を要することの是正請求 審議

令和6年度第2回

日時 令和6年12月26日(木)午前10時から

議題 ・是正請求審査会議事録の公開に係る情報公開条例に基づく請求手続を要することの是正請求 口頭意見陳述、審議
・令和6年度北栄地域地区懇談会要旨の訂正に関する是正請求 審議

令和6年度第3回

日時 令和7年2月20日(木)午前10時から

議題 ・是正請求審査会議事録の公開に係る情報公開条例に基づく請求手続を要することの是正請求 答申書調製
・令和6年度北栄地域地区懇談会要旨の訂正に関する是正請求 口頭意見陳述、審議、答申書調製

2 是正請求審査会委員名簿（令和7年4月1日現在）

会長 北見宏介（平成30年9月1日～）

國光健宏（平成25年4月1日～）

久米一世（令和元年5月1日～）

水野隆吾（令和4年7月8日～）

前田市朗（令和4年7月8日～）

隈元智子（令和4年7月8日～）

矢島聖也（令和4年7月8日～）

第7 条例・規則

○多治見市是正請求手続条例

平成21年12月15日条例第42号

改正

平成22年3月24日条例第3号

平成26年12月22日条例第37号

平成27年12月24日条例第37号

平成28年3月24日条例第14号

令和2年6月30日条例第17号

令和4年3月24日条例第1号

多治見市是正請求手続条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 是正請求

第1節 是正請求手続（第8条—第10条の3）

第2節 審理手続等

第1款 審理手続（第11条—第20条）

第2款 審理員（第21条—第23条）

第3節 是正請求審査会への諮問（第24条）

第4節 決定（第25条—第30条）

第3章 是正請求審査会

第1節 設置及び組織（第31条・第32条）

第2節 調査審議手続（第33条—第36条）

第4章 雑則（第37条・第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の行為等に関して是正を求める請求について、公正かつ中立的な手続で解決する制度を定めることにより、市民の権利利益の保護を図り、市政の適正な運営に資するとともに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定により同条第1項に規定する機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の機関 議会又は市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関若しくは地方公営企業の管理者の権限を行う市長（これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関若しくはこれらの機関の職員であって法令等（法令及び条例等をいう。以下同じ。）により独立に権限を行使することを認められたもの又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものをいう。以下同じ。）を含む。）をいう。
- (2) 法令 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに岐阜県の条例及び同県の執行機関の規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 条例等 市の条例並びに規則及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条

に規定する管理規程をいう。)並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により岐阜県が定める条例により市が処理することとされた事務について規定する同県の条例及び同県の執行機関の規則をいう。

- (4) 行為 市の機関の意思決定及び活動をいう。
- (5) 不作為 相当の期間内に何らかの行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
- (6) 行為等 行為又は不作為をいう。

(是正請求)

第3条 何人も、市の機関の行為等が適正でないと考えるときは、当該行為等の是正を請求することができる。

2 前項に規定する請求(以下「是正請求」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。

- (1) 議会又は議会に置かれる機関の行為等 議会の議長
- (2) 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又は地方公営企業の管理者の権限を行う市長(これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関若しくはこれらの機関の職員であって法令等により独立に権限を行使することを認められたもの又は指定管理者を含む。)の行為等 市長

3 是正請求は、行為等があったことを知り得た日(相当な注意をもって調査すれば客観的に知り得た日をいう。)から3月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

4 是正請求は、行為等の日から1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の制度との関係)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、是正請求をすることができない。

- (1) 住民監査請求(地方自治法第242条第1項に規定する請求をいう。)をすることができる場合
- (2) 行政不服審査法に基づく不服申立て(同法第1条第2項に規定する他の法律に特別の定めがある場合の不服申立てを含む。以下同じ。)をすることができる場合
- (3) 行政手続法(平成5年法律第88号)第36条の3第1項又は多治見市行政手続条例(平成9年条例第1号)第34条の3第1項の規定による処分等の求めを行うことができる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は他の条例等の規定により、市に対して措置を請求することができる場合

2 前項第4号の規定にかかわらず、行政手続法第36条の2第1項又は多治見市行政手続条例第34条の2第1項の規定による行政指導の中止等の求めについては、行政指導の中止等の求め又は是正請求のいずれも行うことができる。

(適用除外)

第5条 次に掲げる行為等については、第3条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 是正請求人又は第三者が具体的な利害を有しない行為等
- (2) 議会(議会に置かれる委員会を含む。次号において同じ。)の議決(同意その他の意思決定を含む。以下同じ。)
- (3) 議会の会議における議事整理その他の議会運営に関することで、議会の議員にのみ適用される行為等
- (4) 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する行為等で、法令の規定により当該行為等に関する訴え

においてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの

- (5) 地方税の犯則事件に関する法令等（他の法令等において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令等の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする行為等
- (6) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる行為等
- (7) 公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる行為等
- (8) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての行為等
- (9) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令等の規定に基づいてされる裁定その他の行為等
- (10) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令等により直接与えられた職員によってされる行為等
- (11) 市政監察員（多治見市職員による公益通報に関する条例（平成18年条例第53号）第14条に規定する市政監察員をいう。）の職務上の行為等
- (12) この条例に基づく行為等
- (13) 前条第1項各号に規定する措置の請求に係る法令又は他の条例等の規定による行為等
- (14) 聴聞、弁明の機会の付与その他の意見陳述のための手続において法令又は他の条例等に基づいてされる行為等
（執行停止）

第6条 是正請求は、行為の執行又は手続の続行を妨げない。

- 2 行為庁（是正請求の対象となった行為等をした市の機関をいう。以下同じ。）は、必要があると認める場合には、是正請求人（第3条第1項の規定により是正請求を行ったものをいう。以下同じ。）の申立てにより又は職権で、行為の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。
- 3 前項に規定する場合において、行為の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、行為庁（以下この条及び第22条第3項において「執行停止庁」という。）は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。
- 4 是正請求人から執行停止の申立てがあったとき、又は審理員（第11条第1項の規定により指名された者をいう。同項を除き、以下同じ。）から第22条第3項に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、執行停止庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。
- 5 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、執行停止庁は、その執行停止を取り消すことができる。
- 6 執行停止庁は、職権により執行停止をしたとき若しくは第4項の規定により執行停止をするかどうかを決定したとき又は前項の規定により執行停止を取り消したときは、その旨を是正請求人及び審理員に通知しなければならない。この場合において、執行停止をしない旨を決定したとき又は執行停止を取り消したときは、その理由を付して通知しなければならない。

（標準審理期間）

第7条 審査庁（第3条第2項の規定により是正請求を受け付けた市の機関をいう。以下同じ。）となるべき市の機関は、是正請求がその事務所に到達してから6月を経過するまでに当該是正請求に対する決定

(是正請求に対して市の機関が取るべき是正、改善その他の措置を定めることをいう。以下同じ。)をす
るよう努めるものとする。

第2章 是正請求

第1節 是正請求手続

(是正請求書の提出)

第8条 是正請求は、是正請求書を提出してするものとする。ただし、書面によることができない場合は、
口頭により是正請求をすることができる。

2 是正請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 是正請求人の氏名又は名称及び住所又は事務所等の所在地
- (2) 是正請求に係る行為等の内容
- (3) 是正請求に係る行為等があったことを知った年月日
- (4) 是正請求の趣旨及び理由
- (5) 是正請求の年月日
- (6) その他規則で定める事項

3 第3条第3項本文又は第4項本文に規定する期間(第10条の3第1号において「是正請求期間」とい
う。)の経過後において是正請求をする場合には、前項に規定する事項のほか、第3条第3項ただし書又
は第4項ただし書に規定する正当な理由を記載しなければならない。

4 審査庁は、是正請求書(第1項ただし書の規定による口頭による場合の陳述を含む。)が前3項の規定
に違反する場合は、是正請求人に対し相当の期間を定めて、その期間内に不備を補正すべきことを命じな
なければならない。

(代表者)

第9条 多数人が共同して是正請求をしようとする場合においては、代表者を互選するものとする。

2 前項に規定する場合において、代表者が互選されないときは、審査庁は、代表者を定めることができる。

(参加人)

第10条 利害関係人(是正請求人以外の者であつて是正請求に係る行為等につき利害関係を有するものと認
められるものをいう。以下同じ。)は、審理員の許可を得て、当該是正請求に参加することができる。

2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該是正請求に参加することを求めるこ
とができる。

3 審理員は、第1項の規定により利害関係人の参加を許可したとき又は前項の規定により利害関係人が参
加の求めに応じたときは、当該利害関係人に是正請求書の写しを送付しなければならない。

(是正請求の取下げ)

第10条の2 是正請求人は、次条又は第25条第1項の規定による決定があるまでは、いつでも是正請求を取
り下げることができる。

2 是正請求の取下げは、書面で行なければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭
により取下げをすることができる。

(審理手続等を経ないでする却下決定)

第10条の3 是正請求が次のいずれかに該当する場合は、審査庁は、次節第1款に規定する審理手続及び次
章第2節に規定する調査審議手続を経ないで、第27条第1項の規定に基づき、決定で、当該是正請求を却
下することができる。

- (1) 是正請求が是正請求期間の経過後にされたものであるとき(第3条第3項ただし書又は同条第4項
ただし書に規定する正当な理由があるときを除く。)その他不適法である場合
- (2) 第8条第4項の場合において、是正請求人が同項の期間内に不備を補正しない場合

第2節 審理手続等

第1款 審理手続

(審理員の指名)

第11条 審査庁は、是正請求を受け付けたときは、前条の規定により当該是正請求を却下する場合を除き、第21条第2項に規定する名簿に記載されている者のうちからこの款に規定する審理手続を行う者を指名し、その者に是正請求書の写しを送付するとともに、その旨を是正請求人及び行為庁（審査庁以外の行為庁に限る。）に通知しなければならない。

2 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、是正請求書の写しを行為庁に送付しなければならない。ただし、行為庁が審査庁である場合は、この限りでない。

(審理手続の計画的進行)

第12条 是正請求人、参加人（第10条の規定により当該是正請求に参加する者をいう。以下同じ。）及び行為庁並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

2 審理員は、迅速かつ公正な審理を行うため、第16条から第18条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、是正請求人、参加人及び行為庁（以下「審理関係人」という。）を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

(手続の併合又は分離)

第13条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の是正請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の是正請求に係る審理手続を分離することができる。

(弁明書の提出)

第14条 審理員は、相当の期間を定めて、行為庁に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

2 行為庁は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 行為についての是正請求に対する弁明書 行為の内容及び理由

(2) 不作為についての是正請求に対する弁明書 不作為の理由並びに予定される行為の時期、内容及び理由

3 行為庁が次に掲げる書面を所持する場合には、前項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 多治見市行政手続条例第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 多治見市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

4 審理員は、行為庁から弁明書の提出があったときは、その写し（前項の規定により添付された書面の写しを含む。）を是正請求人及び参加人に送付しなければならない。

(反論書等の提出)

第15条 是正請求人は、前条第4項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、是正請求に係る事案に関する意見を記載した書面（第20条第4項及び第22条第3項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審理員は、是正請求人から反論書の提出があったときはその写しを参加人及び行為庁に、参加人から意見書の提出があったときはその写しを是正請求人及び行為庁に、それぞれ送付しなければならない。

(口頭意見陳述)

第16条 是正請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及

び第20条第2項第2号において「申立人」という。)に口頭で是正請求に係る事案に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事由により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集して行わせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、審理員は、申立人の陳述が事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 4 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、是正請求に係る事案に関し、行為庁に対して、質問を発することができる。

(証拠書類等の提出)

第17条 是正請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

- 2 行為庁は、当該行為等の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。
- 3 前2項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(物件の提出要求等)

第18条 審理員は、是正請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げることができる。

- (1) 書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めること。
- (2) 適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めること。
- (3) 必要な場所につき、検証をすること。
- (4) 是正請求に係る事案に関し、審理関係人に質問すること。

- 2 前項の規定による審理員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正請求人等による物件の閲覧等)

第19条 是正請求人又は参加人は、次条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、第17条第1項若しくは第2項又は前条第1項第1号の規定により提出された書類その他の物件の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、記録された事項を審理員が指定する方法により表示したものの閲覧)又は当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人(審理関係人を除く。)の意見を聴かななければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審理員は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。ただし、当該交付を行う場合における写し又は書面の作成及び送付に要する費用は、当該交付を受ける者の負担とする。

(審理手続の終結)

第20条 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

- (1) 次のアからオまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該アからオまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に

当該物件が提出されなかったとき。

ア 第14条第1項 弁明書

イ 第15条第1項後段 反論書

ウ 第15条第2項後段 意見書

エ 第17条第3項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

オ 第18条第1項第1号 書類その他の物件

(2) 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 前2項の規定により審理手続を終結したときは、審理員は、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次項に規定する審理員意見書及び事案記録（是正請求書、弁明書その他是正請求に係る事案に関する書類その他の物件をいう。第5項及び第24条第2項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

4 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき決定に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。

5 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事案記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

第2款 審理員

（審理員）

第21条 審査庁が第11条第1項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

(1) 是正請求に係る行為に関与した者又は是正請求に係る不作為に関与し、若しくは関与することとなる者

(2) 是正請求人

(3) 是正請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族

(4) 前号に掲げる者であった者

(5) 是正請求人の代理人又は後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人若しくは補助監督人

(6) 利害関係人

2 市長は、審理員となるべき者（以下「審理員候補者」という。）の名簿を第11条第1項の規定による指名の順位を付して作成し、事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（審理員の職務）

第22条 審理員は、その良心に従い、独立して、前款に規定する事務の全てを行う。

2 審理員は、その管理に属する職員に事務の補助を、他の審理員候補者に審理の補助を求めることができる。この場合において、補助を求められた者は、審理員に協力しなければならない。ただし、審理員の判断につき、合議によることができるものと解してはならない。

3 審理員は、必要があると認める場合には、執行停止庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

（審理員等の保護）

第23条 審理員及び審理員候補者並びに前条第2項本文の規定により審理員の補助を行う者（以下「審理員等」という。）は、審理員若しくは審理員候補者であること又は審理員としての職務若しくは同項本文の規定による審理員の補助に関すること（次項において「審理員等の職務等」という。）を理由としていかなる不利益取扱（事実行為を含む。）も受けない。

2 前項のため、審理員等については、審理員若しくは審理員候補者であること又は審理員等の職務等に関し、多治見市職員による公益通報に関する条例の例による保護を受ける。

第3節 是正請求審査会への諮問

第24条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、是正請求審査会（第31条第1項に規定する是正請求審査会をいう。以下同じ。）に諮問しなければならない。

- (1) 議会の議決又は審議会等（地方自治法第138条の4第3項に規定する機関をいう。以下同じ。）の議を経て当該行為等が行われた場合
 - (2) 議会の議決又は審議会等の議を経て決定をしようとする場合（第4項の規定による場合を含む。）
 - (3) 是正請求が、是正請求審査会によって、市民の権利利益及び市政の適正な運営に対する影響の程度その他当該事案の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合
 - (4) 是正請求の全部を認容しようとする場合（当該是正請求の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合又は口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事案記録の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（行為庁が審査庁である場合にあっては、是正請求人及び参加人。以下この項において同じ。）及び審理員に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理関係人に審理員意見書の写しを送付しなければならない。
- 4 是正請求の認容に伴い、一定の行為が必要となる場合において、当該行為をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、議会の議決若しくは審議会等の議を経ること又は関係行政機関との協議の実施その他の手続をとることができる。

第4節 決定

（決定）

第25条 審査庁は、是正請求審査会から諮問に対する答申を受けたとき（前条第1項（同項第2号を除く。）の規定により諮問を要しない場合にあっては審理員意見書が提出されたとき、同号の規定により諮問を要しない場合にあっては同号に規定する議決又は議を経たとき）は、遅滞なく、決定をしなければならない。

2 審査庁は、是正請求審査会の答申（前条第1項第2号に規定する議決又は議を経たときは当該議決又は議）を尊重して決定をしなければならない。

（是正請求の認容）

第26条 是正請求に係る行為が適正でない場合（次条第3項の規定の適用がある場合を除く。）は、審査庁は、決定で、当該行為の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が行為庁の上級行政庁又は行為庁のいずれでもない場合には、当該行為を変更することはできない。

2 是正請求に係る不作為が適正でない場合には、審査庁は、決定で、その旨を宣言する。

3 前2項に規定する場合において、審査庁は、一定の行為をすべきものと認めるときは、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。

(1) 行為庁の上級行政庁である審査庁 当該行為庁に対し、当該行為をすることを求めること。

(2) 行為庁である審査庁 当該行為をすること。

4 第1項の場合において、是正請求を行ったことを理由として是正請求人の不利益に当該行為を変更してはならない。

（是正請求の却下又は棄却）

第27条 是正請求が不適法である場合には、審査庁は、決定で、当該是正請求を却下する。

2 是正請求に係る行為等が適正であり、是正の必要性が認められない場合には、審査庁は、決定で、当該是正請求を棄却する。

3 是正請求に係る行為等が適正ではないが、これを是正することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、是正請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、行為等を是正することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、決定で、当

該是正請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、決定の主文で、当該行為等が適正でないことを宣言しなければならない。

(決定の方式)

第28条 決定は、次に掲げる事項を記載した決定書により行わなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審理関係人の主張の要旨
- (4) 理由(第1号の主文が是正請求審査会の答申書若しくは議会の議決若しくは審議会等の議又は審理員意見書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。)

2 第24条第1項の規定による是正請求審査会への諮問を要しない場合には、前項の決定書には、審理員意見書を添付しなければならない。

3 審査庁は、決定をしたときは、決定書の謄本を審理関係人(審査庁である行為庁を除く。)に送付しなければならない。

(決定の拘束力)

第29条 是正請求の認容に当たり、一定の行為が必要となるときは、当該行為を所管する市の機関は、決定の趣旨に従い、当該行為をしなければならない。

2 公表された行為等が決定で取り消され、又は変更された場合には、行為庁は、当該行為等が取り消され、又は変更された旨を公表しなければならない。

3 行為等の相手方以外の者に通知された行為等が決定で取り消され、又は変更された場合には、行為庁は、その通知を受けた者(是正請求人及び参加人を除く。)に、当該行為等が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第30条 審査庁は、決定をしたときは、速やかに、第17条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第18条第1項第1号の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第3章 是正請求審査会

第1節 設置及び組織

(設置)

第31条 市に、是正請求審査会(以下この章において「審査会」という。)を置く。

2 行政不服審査法第81条第1項に規定する機関は、審査会とする。

3 審査会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

4 審査会は、第24条第1項の規定による諮問及び行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に対する答申において、当該是正請求及び当該審査請求の原因となった制度の改善に関し建議することができる。

5 審査会は、この条例に定める職務の遂行を通じて得た市政に関する知見に基づき、自己の発意により調査を行い、市に対し市政運営の改善に関し建議することができる。

(組織)

第32条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に掲げるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第2節 調査審議手続

(審査会の調査権限)

第33条 審査会は、必要があると認める場合には、是正請求に係る事案に関し、是正請求人、参加人又は行為庁（以下この節において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この節において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

- 2 前項の規定による審査会の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(意見の陳述)

第34条 審査会は、審査関係人から申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

(主張書面等の提出)

第35条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査関係人から第33条第1項及び前項に規定する主張書面又は資料の提出があったときは、審査会は、その写しを審査関係人（当該主張書面又は資料を提出した者を除く。）に送付しなければならない。

(答申書の送付等)

第36条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査関係人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4章 雑則

(運用状況の公表)

第37条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況（行政不服審査法に基づく不服申立てに係るものを除く。）を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 第32条第2項の規定による是正請求審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

第3条 施行日前に受け付けた不服申立てであって、施行日において裁決の行われていない不服申立てがある場合にあっては、当該不服申立てについて施行日前に行われた事務については、この条例の相当の規定により処理されたものとみなす。この場合において、第4条第1項に規定する審査庁等が保有している資料その他の物件については、審理員に引き継ぐものとする。

(多治見市行政手続条例の一部改正)

第4条 多治見市行政手続条例の一部を次のように改正する。

第3条第9号を次のように改める。

(9) 多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第3条第1項に規定する是正請求（同条例第4条第1項前段の規定により同条例の適用を受ける行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てを含む。）に対する決定（裁決を含む。）その他の処分

（多治見市職員による公益通報に関する条例の一部改正）

第5条 多治見市職員による公益通報に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく裁決若しくは決定」を「多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第3条第1項に規定する是正請求（同条例第4条第1項前段の規定により同条例の適用を受ける行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てを含む。）に対する決定（裁決を含む。）」に改め、「権利関係に関する」を削る。

（多治見市情報公開条例の一部改正）

第6条 多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「是正請求」に改める。

第10条第7項中「第14条及び第15条」を「第15条第2号及び第16条」に改める。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 是正請求」に改める。

第14条の見出しを「（是正請求があった場合の手続）」に改め、同条第1項を次のように改める。

公文書の公開の請求について実施機関が行った公開決定等（公開決定等の不作為を含む。以下この章において同じ。）に関する是正請求（多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号。以下「是正請求条例」という。）第3条第1項に規定する是正請求（同条例第4条第1項前段の規定により同条例の適用を受ける行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てを含む。）をいう。以下同じ。）については、是正請求条例に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

第14条第2項を削る。

第15条及び第16条を次のように改める。

（参加人の特例）

第15条 次に掲げる者は、是正請求条例第10条の規定にかかわらず同条に規定する参加人とする。

- (1) 公開請求者（公開請求者が是正請求人（是正請求条例第3条第1項の規定により是正請求を行ったものをいう。以下同じ。）である場合を除く。）
- (2) 第10条第7項の規定により、当該是正請求に係る公開決定等について反対の意見を述べた第三者（第三者が是正請求人である場合を除く。）

（諮問の特例）

第16条 第三者が第10条第7項の規定により、当該是正請求に係る公開決定等について反対の意見を述べているときは、是正請求条例第24条第1項の規定にかかわらず、是正請求審査会（是正請求条例第31条第1項に規定する是正請求審査会をいう。以下同じ。）に諮問しなければならない。

第17条の見出しを「（調査権限）」に改め、同条第1項中「審査会」を「是正請求審査会」に改め、「認めるときは、」の次に「是正請求条例第24条第1項の規定により」を加え、同条第2項及び第3項中「審査会」を「是正請求審査会」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 是正請求審査会は、第23条の規定にかかわらず、第14条に規定する是正請求を審議する場合は、その会議を非公開とすることができる。

第18条及び第19条を次のように改める。

（閲覧の特例）

第18条 前条第1項に規定する公文書については、是正請求条例第19条及び第36条の規定にかかわらず、閲覧を求めることはできない。

（建議）

第19条 是正請求審査会は、情報公開に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

(多治見市個人情報保護条例の一部改正)

第7条 多治見市個人情報保護条例(平成8年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第21条の見出しを「(自己情報の収集等に関する是正請求)」に改め、同条第1項中「不当な取扱いをしている」を「適正な取扱いをしていない」に、「当該実施機関に対し苦情の申出をする」を「多治見市是正請求手続条例(平成21年条例第42号。以下「是正請求条例」という。)第3条第1項に規定する是正請求(同条例第4条第1項前段の規定により同条例の適用を受ける行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てを含む。以下同じ。)を行う」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第22条を次のように改める。

(開示等に関する是正請求)

第22条 開示、訂正、削除及び利用停止の請求について実施機関が行った決定(決定の不作为を含む。)に関する是正請求については、是正請求条例に定めるところによる。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第24条第3項を次のように改める。

3 審議会の委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

第24条に次の3項を加える。

4 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(多治見市情報公開条例及び多治見市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 施行日前に附則第6条の規定による改正前の多治見市情報公開条例第16条第1項に規定する多治見市情報公開審査会又は前条の規定による改正前の多治見市個人情報保護条例第23条第1項に規定する多治見市個人情報保護審査会に諮問された事案であつて、施行日において答申のなされていない事案がある場合にあっては、当該事案は是正請求審査会に引き継ぐものとし、施行日前に同条例第24条第1項に規定する多治見市個人情報保護審査会に諮問された事案については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月22日条例第37号抄)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月24日条例第37号)

(施行期日)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第1条に規定する政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(不服申立てに関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の多治見市是正請求手続条例の規定は、行為庁の処分又は不作为についての不服申立てであつて、施行日以後にされる行為庁の処分又は施行日以後にされる申請に係る行為庁の不作为に係るものについて適用し、施行日前にされた行為庁の処分又は施行日前にされた申請に係る行為庁の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月24日条例第14号抄）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第1号）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市是正請求手続条例の規定は、施行日以後に請求のあった是正請求について適用し、施行日前に請求のあった是正請求については、なお従前の例による。

○多治見市是正請求手続条例施行規則

平成22年3月31日規則第28号

改正

平成23年6月14日規則第48号

平成25年8月23日規則第51号

平成27年2月17日規則第4号

平成28年3月23日規則第29号

平成31年3月29日規則第18号

令和4年3月31日規則第21号

多治見市是正請求手続条例施行規則

（趣旨）

- 第1条 この規則は、多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

- 第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（是正請求期間の計算）

- 第3条 是正請求期間の計算については、是正請求書を郵便（これに類する方法を含む。）で提出した場合においては、送付に要した日数は、算入しない。

（執行停止）

- 第4条 条例第6条第2項に規定する執行停止の申立ては、書面により行うこととする。

- 2 執行停止庁は、処分効力の停止以外の措置によって執行停止の目的を達することができるときは、処分効力の停止はしないものとする。

- 3 執行停止庁は、条例第6条第3項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮し、損害の性質及び程度並びに行為等の内容及び性質を勘案するものとする。

第5条 削除

（口頭による是正請求）

- 第6条 条例第8条第1項ただし書の規定により、口頭で是正請求をする場合にあっては、是正請求書に記載すべき事項を陳述することとする。この場合において、陳述を受けた審査庁は、その内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認するものとする。

（行為庁を経由した是正請求）

- 第7条 審査庁となるべき市の機関が行為庁と異なる場合における是正請求は、行為庁を経由してすることができる。ただし、行為庁が指定管理者である場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合においては、是正請求人は、行為庁に是正請求書を提出することとし、是正請求書の提出を受けた行為庁は、直ちに、是正請求書を審査庁に送付しなければならない。この場合における是正請求期間の計算については、行為庁に是正請求書を提出したときに、是正請求があったものとみなす。

(誤った教示をした場合の救済)

第8条 市の機関が誤って審査庁でない市の機関を審査庁として教示した場合において、その教示された市の機関に是正請求がされたときは、当該市の機関は、速やかに、是正請求書を審査庁に送付し、かつ、その旨を是正請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により是正請求書が審査庁に送付されたときは、初めから審査庁に是正請求がされたものとみなす。

第9条 削除

(代表者)

第10条 代表者は、他の共同是正請求人のために、是正請求の取下げを除き、当該是正請求に関する一切の行為をすることができることとする。

2 代表者が選任されたとき又は審査庁が代表者を定めたときは、共同是正請求人は、代表者を通じてのみ、前項の行為をすることができることとする。

3 共同是正請求人に対する市の機関の通知その他の行為は、代表者に対してすれば足りることとする。

(是正請求の承継)

第11条 是正請求人が死亡したときは、相続人その他法令等により是正請求の目的である行為等に係る権利を承継した者は、是正請求人の地位を承継することができる。

2 是正請求人について合併又は分割（是正請求の目的である行為等に係る権利を承継させるものに限る。）があったときは、合併後存続する法人等若しくは合併により設立された法人等又は分割により当該権利を承継した法人等は、是正請求人の地位を承継することができる。

3 前2項の規定により、是正請求人の地位を承継しようとする相続人その他の者又は法人等は、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付して、その旨を審査庁に届け出ることとする。

4 第1項の場合において、是正請求人の地位を承継した相続人その他の者が2人以上あるときは、その1人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

第12条 是正請求の目的である行為等に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、是正請求人の地位を承継することができる。

2 前項の規定により是正請求人の地位を承継しようとする者は、その旨を書面により審査庁に申し出ることとする。

3 前項の規定により申出を受けた審査庁は、是正請求人の地位の承継につき許可するかどうかを決定し、当該申出をした者に通知するものとする。

(参加人)

第13条 条例第10条第1項の規定により是正請求の手續に参加しようとする利害関係人は、書面により、その旨を審理員に申し出ることとする。

2 前項の規定により、申出を受けた審理員は、是正請求手續の参加につき許可するかどうかを決定し、当該申出をした者に通知するものとする。

3 参加人は、是正請求に対する決定があるまでは、いつでも是正請求手續への参加を取り下げることができる。

4 前項に定める是正請求手續への参加の取下げは、書面により、その旨を審理員に申し出ることとする。

(審理員の指名)

第14条 条例第11条第1項に規定する審理員を指名した旨の通知は、審理員指名通知書(別記様式第1号)により行うものとする。

(審理手続の計画的進行)

第15条 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、電話、ファックス、又は電子メールにより、条例第12条第2項に規定する意見の聴取を行うことができるものとする。

2 審理員は、条例第12条第2項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、条例第16条から第18条までに定める審理手続の期日及び場所を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

(検証の実施)

第16条 審理員は、条例第18条第1項第3号に規定する検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該検証の申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審理手続の終結)

第17条 条例第20条第3項の規定による通知は、審理員意見書提出時期通知書(別記様式第2号)により行うこととする。

(審理員候補者)

第18条 条例第21条第2項に規定する審理員候補者は、次に掲げる者のうちから定めるものとする。

- (1) 法務を所管する課長等の職にある者
- (2) 前号に規定する職にあった者で課長等の職にあるもの
- (3) 課長又は次長等の職にある者のうちから選定するもの

2 条例第21条第2項に規定する指名の順位は、前項各号の順とし、一の号に規定する者が2人以上いる場合にあっては、これらの者は、同順位とする。

3 条例第21条第2項に規定する名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指名の順位
- (2) 補職名
- (3) 氏名

4 条例第21条第2項に規定する名簿を作成したときは、事務所において備え付けるとともにホームページに掲載するものとする。名簿を変更したときも、同様とする。

(審理員等の保護)

第19条 条例第23条第2項の規定により、審理員等については、多治見市職員による公益通報に関する条例(平成18年条例第53号)第12条の規定を適用する。

2 前項の規定による適用にあっては、多治見市職員による公益通報に関する条例第12条第1項及び第2項中「職員」とあるのは「審理員等」と、「正当な公益通報をしたこと」とあるのは「審理員若しくは審理員候補者であること又は審理員等の職務等」と、同条第3項中「正当な公益通報をしたこと」とあるのは「審理員若しくは審理員候補者であること又は審理員等の職務等」と、「職員」とあるのは「審理員等」と、「当該職員」とあるのは「当該審理員等」と、「当該公益通報」とあるのは「審理員若しくは審理員候補者であること又は審理員等の職務等」と、同条第4項中「正当な公益通報をしたこと」とあるのは「審理員若しくは審理員候補者であること又は審理員等の職務等」とそれぞれ読み替えるものとする。

(是正請求審査会への諮問)

第20条 条例第24条第3項に規定する是正請求審査会に諮問をした旨の通知は、是正請求審査会諮問通知書(別記様式第3号)により行うものとする。

(意見の陳述)

第21条 条例第34条の規定による意見の陳述（以下「意見陳述」という。）は、是正請求審査会が期日及び場所を指定して行わせるものとする。

2 意見陳述において、是正請求審査会の議長は、申立人の陳述が事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができることとする。

3 意見陳述に際し、申立人は、是正請求審査会の議長の許可を得て、是正請求に係る事案に関し、審査関係人に対して、質問を発することができる。

（答申内容の公表）

第22条 条例第36条の規定による答申の内容の公表は、答申書の要旨を市の窓口において閲覧に供し、及びホームページに掲載することにより行うものとする。

（運用状況の公表）

第23条 条例第37条の規定による公表は、広報紙及びホームページへの掲載により行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1）多治見市情報公開審査会規則（平成9年規則第129号）

（2）多治見市個人情報保護審査会規則（平成9年規則第5号）

3 多治見市情報公開条例施行規則（平成9年規則第128号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

第14条第3号及び第4号中「不服申立て」を「是正請求」に改める。

別記様式第6号中「第14条及び第15条」を「第15条第2号及び第16条」に改める。

別記様式第7号及び別記様式第8号を削る。

4 多治見市個人情報保護条例施行規則（平成9年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第17条から第18条までを次のように改める。

第17条及び第18条 削除

第21条第4号中「苦情申出」を「自己情報の収集等に係る是正請求」に、第5号中「不服申立て」を「開示等に関する是正請求」に改める。

別記様式第18号から別記様式第20号までを削る。

5 多治見市個人情報保護審議会規則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第3項において準用する同条例第23条第7項」を「第24条第6項」に改める。

6 第3項の規定による改正後の多治見市情報公開条例施行規則第14条の規定については、施行日以後に請求された是正請求について適用し、施行日前に申立てのあった不服申立てについては、なお従前の例による。

7 第4項の規定による改正後の多治見市個人情報保護条例施行規則第21条の規定については、施行日以後に請求された是正請求について適用し、施行日前に申立てのあった不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月14日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年8月23日規則第51号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成27年2月17日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第29号抄）

- 1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第21号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○多治見市是正請求審査会規則

平成22年3月31日規則第27号

多治見市是正請求審査会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第32条第6項の規定に基づき、是正請求審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び職務代理人）

第2条 審査会に、会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

（会議及び議事）

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審査会は、市長が招集する。

2 審査会の議長は、会長をもって充てる。

3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

令和6年度 多治見市是正請求手続制度

発行 令和7年6月
多治見市総務部総務課 法制グループ

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

TEL 0572-22-1111

FAX 0572-23-8279

URL <http://www.city.tajimi.lg.jp>

市政資料